

史書に此等の文字の少いのは動かす可らざる事實である。たゞ吾人の自ら戒むべきは此種の論述に於ては、極めて確實ならざる限り、餘りに斷定的な文句を用ゐる事は今更ながら避けねばならぬということである。阻鞞の二字は鞞達怛の倒置された鞞達怛等と似て居るから、もと之を誤つて阻鞞の名を生じ、そうして故らに此の誤れる形を用ゐて忌諱する所を避けたものであらうといふのは、論者の面目躍如たるものがあると思ふ。自分は尙暫く之について自分の研究を進めるまで此の考に對して賛否を表することを差控えて、今は之を讀者の判斷に一任しなければならぬ。たゞ鞞即ち Tatar といふ部族は唐の開元時代に於て默棘連可汗や闕特勤の碑文の突厥文で書かれたものゝ中に見えるやうに、當時三十部とか九部とか||箭内博士は單に此の碑文に三十姓 Tatar の名が見える事を挙げたが、實は其の外にも toquz tatar 即ち九部 Tatar の名も見えて居る||數へらるゝものがあり、遼金時代に元朝秘史に名に見える四部、ラシッドの記せる六部、遼史に見える九部などがあり、そうして此等遊牧部族の名稱體制などは甚だ判じ易からざるもので、阻鞞の如きも或は元の史臣が鞞の名を避けて、北人の間に通用された鞞の別名を用ゐたものに外ならぬではないかと考へ見るのも一つの解釋の方法であらうといふことを附記するに止めたい。

註① 大正四年十二月、東京帝國大學文科大學刊、滿鮮地理歴史研究報告第壹。

② 大正七年十二月、同上第五。

(史林第十一卷第四號、大正十五年十月)